

改 正 後	改 正 前
<p>目次                      第一章～第六章（略）                      第七章 健康の保持増進のための措置（第六十四条―第七十一条）                      第七章の二 快適な職場環境の形成のための措置（第七十一条の二―第七十一条の四）                      第八章～第十二章（略）                      附則</p> <p>（目的）                      第一条 この法律は、労働基準法（昭和二十二年法律第四十九号）と相まつて、労働災害の防止のための危害防止基準の確立、責任体制の明確化及び自主的活動の促進の措置を講ずる等その防止に関する総合的計画的な対策を推進することにより職場における労働者の安全と健康を確保するとともに、<u>快適な職場環境の形成を促進することを目的とする。</u></p> <p>（事業者等の責務）                      第三条 事業者は、単にこの法律で定める労働災害の防止のための最低基準を守るだけでなく、<u>快適な職場環境の実現と労働条件の改善を通じて職場における労働者の安全と健康を確保するようにしなければならない。</u>また、事業者は、国が実施する労働災害の防止に関する施策に協力するようにしなければならない。</p> <p>2・3（略）</p>	<p>目次                      第一章～第六章（略）                      第七章 健康の保持増進のための措置（第六十四条―第七十一条）                      第八章～第十二章（略）                      附則</p> <p>（目的）                      第一条 この法律は、労働基準法（昭和二十二年法律第四十九号）と相まつて、労働災害の防止のための危害防止基準の確立、責任体制の明確化及び自主的活動の促進の措置を講ずる等その防止に関する総合的計画的な対策を推進することにより職場における労働者の安全と健康を確保するとともに、<u>快適な作業環境の形成を促進することを目的とする。</u></p> <p>（事業者等の責務）                      第三条 事業者は、単にこの法律で定める労働災害の防止のための最低基準を守るだけでなく、<u>快適な作業環境の実現と労働条件の改善を通じて職場における労働者の安全と健康を確保するようにしなければならない。</u>また、事業者は、国が実施する労働災害の防止に関する施策に協力するようにしなければならない。</p> <p>2・3（略）</p>

(店社安全衛生管理者)

第十五条の三 建設業に属する事業の元方事業者は、その労働者及び関係請負人の労働者が一の場所（これらの労働者の数が労働省令で定める数未満である場所及び第十五条第一項又は第三項の規定により統括安全衛生責任者を選任しなければならない場所を除く。）において作業を行うときは、当該場所において行われる仕事に係る請負契約を締結している事業場ごとに、これらの労働者の作業が同一の場所で行われることによつて生ずる労働災害を防止するため、労働省令で定める資格を有する者のうちから、労働省令で定めるところにより、店社安全衛生管理者を選任し、その者に、当該事業場で締結している当該請負契約に係る仕事を行う場所における第三十条第一項各号の事項を担当する者に対する指導その他労働省令で定める事項を行わせなければならない。

2 第三十条第四項の場合において、同項のすべての労働者の数が労働省令で定める数以上であるとき（第十五条第一項又は第三項の規定により統括安全衛生責任者を選任しなければならないときを除く。）は、当該指名された事業者で建設業に属する事業の仕事を行うものは、当該場所において行われる仕事に係る請負契約を締結している事業場ごとに、これらの労働者に関し、これらの労働者の作業が同一の場所で行われることによつて生ずる労働災害を防止するため、労働省令で定める資格を有する者のうちから、労働省令で定めるところにより、店社安全衛生管理者を選任し、その者に、当該事業場で締結している当該請負契約に係る仕事を行う場所における第三十条第一項各号の事項を担当する者に対する指導その他労働省令で定める事項を行わせなければならない。この場合においては、当該指名された事業者及び当該指名された事業者以外の事業者については、前項の規定は適用しない。

(技術上の指針等の公表等)  
第二十八条 (略)

2・3 (略)

(新設)

(技術上の指針等の公表等)  
第二十八条 (略)

2・3 (略)

(削る)

4 | 労働大臣は、第一項又は前項の規定により、技術上の指針又は労働者の健康障害を防止するための指針を公表した場合において必要があると認めるときは、事業者又はその団体に對し、当該技術上の指針又は労働者の健康障害を防止するための指針に關し必要な指導等を行うことができる。

第二十九条の二 建設業に屬する事業の元方事業者は、土砂等が崩壊するおそれのある場所、機械等が転倒するおそれのある場所その他の労働省令で定める場所において關係請負人の労働者が当該事業の仕事の作業を行うときは、当該關係請負人が講ずべき当該場所に係る危険を防止するための措置が適正に講ぜられるように、技術上の指導その他の必要な措置を講じなければならない。

(特定元方事業者等の講ずべき措置)

第三十条 特定元方事業者は、その労働者及び關係請負人の労働者の作業が同一の場所において行われることによつて生ずる労働災害を防止するため、次の事項に關する必要な措置を講じなければならない。

一〜四 (略)

五 仕事を行う場所が仕事ごとに異なることを常態とする業種で、労働省令で定めるものに屬する事業を行う特定元方事業者にあつては、仕事の工程に關する計画及び作業場所における機械、設備等の配置に關する計画を作成するとともに、当該機械、設備等を使用する作業に關し關係請負人がこの法律又はこれに基づく命令の規定に基づき講ずべき措置についての指導を行うこと。

六 (略)

2  
2  
4 (略)

4 | 労働大臣は、快適な作業環境の形成を図るため必要があると認めるときは、望ましい作業環境の標準を公表することができる。

5 | 労働大臣は、第一項又は前二項の規定により、技術上の指針、労働者の健康障害を防止するための指針又は望ましい作業環境の標準を公表した場合において必要があると認めるときは、事業者又はその団体に對し、当該技術上の指針、労働者の健康障害を防止するための指針又は望ましい作業環境の標準に關し必要な指導等を行うことができる。

(新設)

(特定元方事業者等の講ずべき措置)

第三十条 特定元方事業者は、その労働者及び關係請負人の労働者の作業が同一の場所において行われることによつて生ずる労働災害を防止するため、次の事項に關する必要な措置を講じなければならない。

一〜四 (略)

五 仕事を行う場所が仕事ごとに異なることを常態とする業種で、労働省令で定めるものに屬する事業を行う特定元方事業者にあつては、仕事の工程に關する計画及び作業場所における機械、設備等の配置に關する計画を作成すること。

六 (略)

2  
2  
4 (略)

(注文者の講ずべき措置)

第三十一条 特定事業の仕事を自ら行う注文者は、建設物、設備又は原材料(以下「建設物等」という。)を、当該仕事を行う場所においてその請負人(当該仕事数次の請負契約によつて行われるときは、当該請負人の請負契約の後次のすべての請負契約の当事者である請負人を含む。第三十一条の三において同じ。)の労働者に使用させるときは、当該建設物等について、当該労働者の労働災害を防止するため必要な措置を講じなければならない。

2 (略)

第三十一条の二 建設業に属する事業の仕事を行う二以上の事業者の労働者が一の場所において機械で労働省令で定めるものに係る作業(以下この条において「特定作業」という。)を行う場合において、特定作業に係る仕事を自ら行う発注者又は当該仕事の一部を請け負つた者で、当該場所において当該仕事の一部を請け負わせているものは、労働省令で定めるところにより、当該場所において特定作業に従事するすべての労働者の労働災害を防止するため必要な措置を講じなければならない。

2 前項の場合において、同項の規定により同項に規定する措置を講ずべき者がいないときは、当該場所において行われる特定作業に係る仕事の全部を請負人に請け負わせている建設業に属する事業の元方事業者又は第三十条第二項若しくは第三項の規定により指名された事業者で建設業に属する事業を行うものは、前項に規定する措置を講ずる者を指名する等当該場所において特定作業に従事するすべての労働者の労働災害を防止するため必要な配慮をしなければならない。

(違法な指示の禁止)

第三十一条の三 注文者は、その請負人に対し、当該仕事に関し、その指示に従つて当該請負人の労働者を労働させたならば、この

(注文者の講ずべき措置)

第三十一条 特定事業の仕事を自ら行なう注文者は、建設物、設備又は原材料(以下「建設物等」という。)を、当該仕事を行なう場所においてその請負人(当該仕事数次の請負契約によつて行なわれるときは、当該請負人の請負契約の後次のすべての請負契約の当事者である請負人を含む。)の労働者に使用させるときは、当該建設物等について、当該労働者の労働災害を防止するため必要な措置を講じなければならない。

2 (略)

(新設)

(新設)

法律又はこれに基づく命令の規定に違反することとなる指示をしてはならない。

(請負人の講ずべき措置等)

第三十二条 (略)

2 (略)

3 第三十一条第一項の場合において、当該建設物等を使用する労働者に係る事業者である請負人は、同項の規定により講ぜられる措置に依りて、必要な措置を講じなければならない。

4 第三十条第一項若しくは第四項、第三十条の二第一項若しくは第四項又は第三十一条第一項の場合において、労働者は、これらの規定又は前三項の規定により講ぜられる措置に依りて、必要な事項を守らなければならない。

5 第一項から第三項までの請負人及び前項の労働者は、第三十条第一項の特定元方事業者等、第三十条の二第一項の元方事業者等、第三十一条第一項の注文者又は第一項から第三項までの請負人が第三十条第一項若しくは第四項、第三十条の二第一項若しくは第四項、第三十一条第一項又は第一項から第三項までの規定に基づく措置の実施を確保するためにする指示に従わなければならない。

(製造時等検査等)

第三十八条 特定機械等を製造し、若しくは輸入した者、特定機械等で労働省令で定める期間設置されなかつたものを設置しようとする者又は特定機械等で使用を廃止したものを再び設置し、若しくは使用しようとする者は、労働省令で定めるところにより、当該特定機械等及びこれに係る労働省令で定める事項(以下この項において「製造時等検査対象機械等」という。)について、都道府県労働基準局長の検査を受けなければならない。ただし、製造時等検査対象機械等のうち労働省令で定めるものについて、労働省令で定めるところにより、労働大臣の指定する者(以下「製造

(請負人の講ずべき措置等)

第三十二条 (略)

2 (略)

3 前条第一項の場合において、当該建設物等を使用する労働者に係る事業者である請負人は、同項の規定により講ぜられる措置に依りて、必要な措置を講じなければならない。

4 第三十条第一項若しくは第四項、第三十条の二第一項若しくは第四項又は前条第一項の場合において、労働者は、これらの規定又は前三項の規定により講ぜられる措置に依りて、必要な事項を守らなければならない。

5 第一項から第三項までの請負人及び前項の労働者は、特定元方事業者等、第三十条の二第一項の元方事業者等、注文者又は請負人が第三十条第一項若しくは第四項、第三十条の二第一項若しくは第四項、前条第一項又は第一項から第三項までの規定に基づく措置の実施を確保するためにする指示に従わなければならない。

(検査)

第三十八条 特定機械等を製造し、若しくは輸入した者、特定機械等で労働省令で定める期間設置されなかつたものを設置しようとする者又は特定機械等で使用を廃止したものを再び設置し、若しくは使用しようとする者は、労働省令で定めるところにより、当該特定機械等及びこれに係る労働省令で定める事項について、都道府県労働基準局長の検査を受けなければならない。

時等検査代行機関」という。)の検査を受けた場合は、この限りでない。

- 2 前項の規定にかかわらず、特定機械等を輸入した者が当該特定機械等を外国において製造した者(以下この項において「外国製造者」という。)以外の者(以下この項において単に「他の者」という。)である場合において、当該外国製造者が当該他の者について前項の検査が行われることを希望しないときは、当該外国製造者は、労働省令で定めるところにより、当該特定機械等及びこれに係る労働省令で定める事項(以下この項において「輸入時検査対象機械等」という。)について、自ら都道府県労働基準局長又は製造時等検査代行機関の検査(製造時等検査代行機関の検査にあつては、輸入時検査対象機械等のうち労働省令で定めるところに係る検査に限る。)を受けることができる。当該検査が行われた場合においては、当該特定機械等を輸入した者については、前項の規定は、適用しない。

### 3 (略)

(検査証の交付等)

- 第三十九条 都道府県労働基準局長又は製造時等検査代行機関は、前条第一項又は第二項の検査(以下「製造時等検査」という。)に合格した移動式の特定機械等について、労働省令で定めるところにより、検査証を交付する。

### 2・3 (略)

(検査証の有効期間等)

#### 第四十一条 (略)

- 2 検査証の有効期間の更新を受けようとする者は、労働省令で定めるところにより、当該特定機械等及びこれに係る労働省令で定める事項について、労働基準監督署長又は労働大臣の指定する者(以下「性能検査代行機関」という。)が行う性能検査を受けなければならない。

- 2 前項の規定にかかわらず、特定機械等を輸入した者が当該特定機械等を外国において製造した者(以下この項において「外国製造者」という。)以外の者(以下この項において単に「他の者」という。)である場合において、当該外国製造者が当該他の者について前項の検査が行われることを希望しないときは、当該外国製造者は、労働省令で定めるところにより、当該特定機械等及びこれに係る労働省令で定める事項について、自ら都道府県労働基準局長の検査を受けることができる。当該検査が行われた場合においては、当該特定機械等を輸入した者については、同項の規定は、適用しない。

### 3 (略)

(検査証の交付等)

- 第三十九条 都道府県労働基準局長は、前条第一項又は第二項の検査に合格した移動式の特定機械等について、労働省令で定めるところにより、検査証を交付する。

### 2・3 (略)

(検査証の有効期間等)

#### 第四十一条 (略)

- 2 検査証の有効期間の更新を受けようとする者は、労働省令で定めるところにより、当該特定機械等及びこれに係る労働省令で定める事項について、労働基準監督署長又は労働大臣の指定する者(以下「検査代行機関」という。)が行なう性能検査を受けなければならない。

(製造時等検査代行機関の指定)

第四十六条 第三十八条第一項ただし書の規定による指定（以下この条及び第五十三条において「指定」という。）は、労働省令で定める区分ごとに、製造時等検査を行おうとする者の申請により行う。

2・3 (略)

(製造時等検査の義務等)

第四十七条 製造時等検査代行機関は、製造時等検査を行うべきことを求められたときは、正当な理由がある場合を除き、遅滞なく、製造時等検査を行わなければならない。

2 製造時等検査代行機関は、製造時等検査を行うときは、労働省令で定める資格を有する者にこれを実施させなければならない。

(業務規程)

第四十八条 製造時等検査代行機関は、製造時等検査の業務に関する規程（以下「業務規程」という。）を定め、労働大臣の認可を受けなければならない。これを変更しようとするときも、同様とする。

2 (略)

3 労働大臣は、第一項の認可をした業務規程が製造時等検査の公正な実施上不適當となつたと認めるときは、これを変更すべきことを命ずることができる。

(業務の休廃止)

第四十九条 製造時等検査代行機関は、労働大臣の許可を受けなければ、製造時等検査の業務の全部又は一部を休止し、又は廃止してはならない。

(事業報告)

(検査代行機関の指定)

第四十六条 第四十一条第二項の規定による指定（以下この条及び第五十三条において「指定」という。）は、労働省令で定める区分ごとに、同項の性能検査（以下「性能検査」という。）を行おうとする者の申請により行う。

2・3 (略)

(性能検査の義務等)

第四十七条 検査代行機関は、性能検査を行なうべきことを求められたときは、正当な理由がある場合を除き、遅滞なく、性能検査を行わなければならない。

2 検査代行機関は、性能検査を行なうときは、労働省令で定める資格を有する者にこれを実施させなければならない。

(業務規程)

第四十八条 検査代行機関は、性能検査の業務に関する規程（以下「業務規程」という。）を定め、労働大臣の認可を受けなければならない。これを変更しようとするときも、同様とする。

2 (略)

3 労働大臣は、第一項の認可をした業務規程が性能検査の公正な実施上不適當となつたと認めるときは、これを変更すべきことを命ずることができる。

(業務の休廃止)

第四十九条 検査代行機関は、労働大臣の許可を受けなければ、性能検査の業務の全部又は一部を休止し、又は廃止してはならない。

(事業報告)

第五十条 製造時等検査代行機関は、毎事業年度経過後三月以内に、その事業年度の事業報告書及び収支決算書を作成し、労働大臣に提出しなければならない。

(検査員の選任及び解任)

第五十一条 第四十七条第二項の規定により製造時等検査を実施する者(以下「検査員」という。)の選任は、労働大臣の認可を受けなければならない、その効力を生じない。

2 労働大臣は、検査員がこの法律若しくはこれに基づく命令の規定又は業務規程に違反したときその他その職務を行うのに適当でないことを認めるときは、その製造時等検査代行機関に対し、その検査員を解任すべきことを命ずることができる。

(役員及び職員の地位)

第五十二条 製造時等検査代行機関の役員又は職員で、製造時等検査の業務に従事するものは、刑法(明治四十年法律第四十五号)その他の罰則の適用については、法令により公務に従事する職員とみなす。

(指定の取消し等)

第五十三条 労働大臣は、製造時等検査代行機関が第四十六条第二項第一号又は第三号に該当するに至ったときは、その指定を取り消さなければならない。

2 労働大臣は、製造時等検査代行機関が次の各号のいずれかに該当するに至ったときは、その指定を取り消し、又は六月を超えない範囲内で期間を定めて製造時等検査の業務の全部若しくは一部の停止を命ずることができる。

一・二 (略)

三 第四十八条第一項の認可を受けた業務規程によらないで製造時等検査を行ったとき。

四・五 (略)

第五十条 検査代行機関は、毎事業年度経過後三月以内に、その事業年度の事業報告書及び収支決算書を作成し、労働大臣に提出しなければならない。

(検査員の選任及び解任)

第五十一条 第四十七条第二項の規定により性能検査を実施する者(以下「検査員」という。)の選任は、労働大臣の認可を受けなければならない、その効力を生じない。

2 労働大臣は、検査員がこの法律若しくはこれに基づく命令の規定又は業務規程に違反したときその他その職務を行なうのに適当でないことを認めるときは、その検査代行機関に対し、その検査員を解任すべきことを命ずることができる。

(役員及び職員の地位)

第五十二条 検査代行機関の役員又は職員で、性能検査の業務に従事するものは、刑法(明治四十年法律第四十五号)その他の罰則の適用については、法令により公務に従事する職員とみなす。

(指定の取消し等)

第五十三条 労働大臣は、検査代行機関が第四十六条第二項第一号又は第三号に該当するに至ったときは、その指定を取り消さなければならない。

2 労働大臣は、検査代行機関が次の各号のいずれかに該当するに至ったときは、その指定を取り消し、又は六月をこえない範囲内で期間を定めて性能検査の業務の全部若しくは一部の停止を命ずることができる。

一・二 (略)

三 第四十八条第一項の認可を受けた業務規程によらないで性能検査を行なったとき。

四・五 (略)



(性能検査代行機関)

第五十三条の二 第四十六条から前条までの規定は、性能検査代行機関に関して準用する。この場合において、第四十六条第一項中「第三十八条第一項ただし書」とあるのは「第四十一条第二項」と、「製造時等検査」とあるのは「同項の性能検査（以下「性能検査」という。）」と、第四十七条、第四十八条第一項及び第三項、第四十九条、第五十一条第一項、第五十二条並びに前条第二項中「製造時等検査」とあるのは「性能検査」と読み替えるものとする。

(個別検定代行機関)

第五十四条 第四十六条から第五十三条までの規定は、個別検定代行機関に関して準用する。この場合において、第四十六条第一項中「第三十八条第一項ただし書」とあるのは「第四十四条第一項」と、同項、第四十七条、第四十八条第一項及び第三項、第四十九条、第五十一条第一項、第五十二条並びに第五十三条第二項中「製造時等検査」とあるのは「個別検定」と、第五十一条中「検査員」とあるのは「検定員」と読み替えるものとする。

(型式検定代行機関)

第五十四条の二 (略)

2 第四十六条第二項及び第三項並びに第四十七条から第五十三条までの規定は、型式検定代行機関に関して準用する。この場合において、第四十六条第二項各号列記以外の部分中「指定」とあるのは「第四十四条の二第一項の規定による指定（以下この条及び第五十三条において「指定」という。）」と、同条第三項中「第一項」とあるのは「第五十四条の二第一項」と、第四十七条、第四十八条第一項及び第三項、第四十九条、第五十一条第一項、第五十二条並びに第五十三条第二項中「製造時等検査」とあるのは「型式検定」と、第五十一条中「検査員」とあるのは「検定員」と

(新設)

(個別検定代行機関)

第五十四条 第四十六条から前条までの規定は、個別検定代行機関に関して準用する。この場合において、第四十六条第一項中「第四十一条第二項」とあるのは「第四十四条第一項」と、同項、第四十七条、第四十八条第一項及び第三項、第四十九条、第五十一条第一項、第五十二条並びに前条第二項中「性能検査」とあるのは「個別検定」と、第五十一条中「検査員」とあるのは「検定員」と読み替えるものとする。

(型式検定代行機関)

第五十四条の二 (略)

2 第四十六条第二項及び第三項並びに第四十七条から第五十三条までの規定は、型式検定代行機関に関して準用する。この場合において、第四十六条第二項各号列記以外の部分中「指定」とあるのは「第四十四条の二第一項の規定による指定（以下この条及び第五十三条において「指定」という。）」と、同条第三項中「第一項」とあるのは「第五十四条の二第一項」と、第四十七条、第四十八条第一項及び第三項、第四十九条、第五十一条第一項、第五十二条並びに第五十三条第二項中「性能検査」とあるのは「型式検定」と、第五十一条中「検査員」とあるのは「検定員」と読

と読み替えるものとする。

#### 第六十四条 削除

#### 第七章の二 快適な職場環境の形成のための措置

(事業者の講ずる措置)

第七十一条の二 事業者は、事業場における安全衛生の水準の向上を図るため、次の措置を継続的かつ計画的に講ずることにより、快適な職場環境を形成するように努めなければならない。

- 一 作業環境を快適な状態に維持管理するための措置
- 二 労働者の従事する作業について、その方法を改善するための措置
- 三 作業に従事することによる労働者の疲労を回復するための施設又は設備の設置又は整備
- 四 前三号に掲げるもののほか、快適な職場環境を形成するために必要な措置

(快適な職場環境の形成のための指針の公表等)

第七十一条の三 労働大臣は、前条の事業者が講ずべき快適な職場環境の形成のための措置に関して、その適切かつ有効な実施を図るため必要な指針を公表するものとする。

2 労働大臣は、前項の指針に従い、事業者又はその団体に対し、必要な指導等を行うことができる。

(国の援助)

第七十一条の四 国は、事業者が講ずる快適な職場環境を形成するための措置の適切かつ有効な実施に資するため、金融上の措置、

み替えるものとする。

(作業環境の維持管理)

第六十四条 事業者は、事業場における衛生の水準の向上を図るため、作業環境を快適な状態に維持管理するように努めなければならない。

(新設)

(新設)

(新設)

(新設)

技術上の助言、資料の提供その他の必要な援助に努めるものとする。

(指定教習機関)  
第七十七条 (略)

2 第四十六条第二項及び第三項、第四十八条、第五十条、第五十二条並びに第五十三条の規定は、技能講習又は教習を行う者（第九十六条第三項及び第一百二十二条第一項第二号において「指定教習機関」という。）に関して準用する。この場合において、第四十六条第二項各号列記以外の部分中「指定」とあるのは「第七十七条第一項に規定する指定（以下この条及び第五十三条において「指定」という。）」と、同条第三項、第四十八条第一項及び第三項、第五十条並びに第五十三条中「労働大臣」とあるのは「都道府県労働基準局長」と、第四十六条第三項中「第一項」とあるのは「第七十七条第一項」と、第四十八条第一項及び第三項、第五十二条並びに第五十三条第二項第三号中「製造時等検査」とあるのは「第十四条若しくは第六十一条第一項の技能講習又は第七十五条第三項の教習」と、同項各号列記以外の部分中「製造時等検査」とあるのは「第十四条若しくは第六十一条第一項の技能講習若しくは第七十五条第三項の教習」と、同項第二号中「第四十七条、第四十九条又は第五十条」とあるのは「第五十条」と、同項第四号中「第四十八条第三項又は第五十一条第二項」とあるのは「第四十八条第三項」と読み替えるものとする。

(労働大臣の審査等)

第八十九条 労働大臣は、前条第一項（同条第二項において準用する場合を含む。）、第三項又は第四項の規定による届出（次条を除き、以下「届出」という。）があつた計画のうち、高度の技術的検討を要するものについて審査をすることができる。

2 5 (略)

(指定教習機関)  
第七十七条 (略)

2 第四十六条第二項及び第三項、第四十八条、第五十条、第五十二条並びに第五十三条の規定は、技能講習又は教習を行う者（第九十六条第三項及び第一百二十二条第一項第二号において「指定教習機関」という。）に関して準用する。この場合において、第四十六条第二項各号列記以外の部分中「指定」とあるのは「第七十七条第一項に規定する指定（以下この条及び第五十三条において「指定」という。）」と、同条第三項、第四十八条第一項及び第三項、第五十条並びに第五十三条中「労働大臣」とあるのは「都道府県労働基準局長」と、第四十六条第三項中「第一項」とあるのは「第七十七条第一項」と、第四十八条第一項及び第三項、第五十二条並びに第五十三条第二項第三号中「性能検査」とあるのは「第十四条若しくは第六十一条第一項の技能講習又は第七十五条第三項の教習」と、同項各号列記以外の部分中「性能検査」とあるのは「第十四条若しくは第六十一条第一項の技能講習若しくは第七十五条第三項の教習」と、同項第二号中「第四十七条、第四十九条又は第五十条」とあるのは「第五十条」と、同項第四号中「第四十八条第三項又は第五十一条第二項」とあるのは「第四十八条第三項」と読み替えるものとする。

(労働大臣の審査等)

第八十九条 労働大臣は、前条第一項（同条第二項において準用する場合を含む。）、第三項又は第四項の規定による届出（以下「届出」という。）があつた計画のうち、高度の技術的検討を要するものについて審査をすることができる。

2 5 (略)

(都道府県労働基準局長の審査等)

- 第八十九条の二 都道府県労働基準局長は、第八十八条第一項(同条第二項において準用する場合を含む。)又は第四項の規定による届出があつた計画のうち、前条第一項の高度の技術的検討を要するものに準ずるものとして当該計画に係る建設物若しくは機械等又は仕事の規模その他の事項を勘案して労働省令で定めるものについて審査をすることができる。ただし、当該計画のうち、当該審査と同等の技術的検討を行つたと認められるものとして労働省令で定めるものについては、当該審査を行わないものとする。
- 2 前条第二項から第五項までの規定は、前項の審査について準用する。

(労働大臣等の権限)

第九十六条 (略)

2 (略)

- 3 労働大臣又は都道府県労働基準局長は、製造時等検査代行機関、性能検査代行機関、個別検定制代行機関、型式検定制代行機関、検査業者、指定試験機関又は指定教習機関(以下「製造時等検査代行機関等」という。)の業務の適正な運営を確保するため必要があると認めるときは、その職員をしてこれらの事務所に立ち入り、関係者に質問させ、又はその業務に係る帳簿、書類その他の物件を検査させることができる。

4・5 (略)

(講習の指示)

- 第九十九条の二 都道府県労働基準局長は、労働災害が発生した場合において、その再発を防止するため必要があると認めるときは、当該労働災害に係る事業者に対し、期間を定めて、当該労働災害が発生した事業場の総括安全衛生管理者、安全管理者、衛生管理者、統括安全衛生責任者その他労働災害の防止のための業務に従事する者(次項において「労働災害防止業務従事者」という。

(新設)

(労働大臣等の権限)

第九十六条 (略)

2 (略)

- 3 労働大臣又は都道府県労働基準局長は、検査代行機関、個別検定制代行機関、型式検定制代行機関、検査業者、指定試験機関又は指定教習機関(以下「検査代行機関等」という。)の業務の適正な運営を確保するため必要があると認めるときは、その職員をしてこれらの事務所に立ち入り、関係者に質問させ、又はその業務に係る帳簿、書類その他の物件を検査させることができる。

4・5 (略)

(新設)

( )に都道府県労働基準局長の指定する者が行う講習を受けさせるよう指示することができる。

- 2 前項の規定による指示を受けた事業者は、労働災害防止業務従事者に同項の講習を受けさせなければならない。
- 3 前二項に定めるもののほか、講習の科目その他第一項の講習について必要な事項は、労働省令で定める。

第九十九条の三 都道府県労働基準局長は、第六十一条第一項の規定により同項に規定する業務に就くことができる者が、当該業務について、この法律又はこれに基づく命令の規定に違反して労働災害を発生させた場合において、その再発を防止するため必要があると認めるときは、その者に対し、期間を定めて、都道府県労働基準局長の指定する者が行う講習を受けるよう指示することができる。

- 2 前条第三項の規定は、前項の講習について準用する。

(報告等)

第百条 (略)

- 2 労働大臣、都道府県労働基準局長又は労働基準監督署長は、この法律を施行するため必要があると認めるときは、労働省令で定めるところにより、製造時等検査代行機関等に対し、必要な事項を報告させることができる。

- 3 (略)

(書類の保存等)

第百三条 (略)

- 2 製造時等検査代行機関等は、労働省令で定めるところにより、製造時等検査、性能検査、個別検定、型式検定、特定自主検査、免許試験、技能講習又は教習に関する事項で、労働省令で定めるものを記載した帳簿を備え、これを保存しなければならない。

- 3 (略)

(新設)

(報告等)

第百条 (略)

- 2 労働大臣、都道府県労働基準局長又は労働基準監督署長は、この法律を施行するため必要があると認めるときは、労働省令で定めるところにより、検査代行機関等に対し、必要な事項を報告させることができる。

- 3 (略)

(書類の保存等)

第百三条 (略)

- 2 検査代行機関等は、労働省令で定めるところにより、性能検査、個別検定、型式検定、特定自主検査、免許試験、技能講習又は教習に関する事項で、労働省令で定めるものを記載した帳簿を備え、これを保存しなければならない。

- 3 (略)

(健康診断に関する秘密の保持)

第四百四条 第六十五条の二第一項及び第六十六条第一項から第四項までに規定する健康診断の実施の事務に従事した者は、その実施に関して知り得た労働者の心身の欠陥その他の秘密を漏らしてはならない。

(聴聞)

第二百五条 労働大臣又は都道府県労働基準局長は、第四十四条の四、第五十三条第二項(第五十三条の二、第五十四条、第五十四条の二第二項及び第七十七条第二項において準用する場合を含む。)、第五十四条の五第二項、第五十六条第六項、第七十四条第二項、第七十五条の十一第二項又は第八十五条第二項の規定による処分をしようとするときは、あらかじめ、期日及び場所を指定して、聴聞を行わなければならない。

2 (略)

(国の援助)

第六百六条 国は、第五十七条の四、第六十三条、第七十一条及び第七十一条の四に定めるもののほか、労働災害の防止に資するため、事業者が行う安全衛生施設の整備、安全衛生改善計画の実施その他の活動について、金融上の措置、技術上の助言その他必要な援助を行うように努めるものとする。

2 (略)

(手数料)

第一百十二条 次の者は、政令で定めるところにより、手数料を国(指定試験機関が行う免許試験を受けようとする者にあつては、指定試験機関)に納付しなければならない。

一 三 (略)

四 第三十八条の検査(製造時等検査代行機関が行うものを除く

(健康診断に関する秘密の保持)

第四百四条 第六十五条第六項及び第六十六条第一項から第四項までに規定する健康診断の実施の事務に従事した者は、その実施に関して知り得た労働者の心身の欠陥その他の秘密を漏らしてはならない。

(聴聞)

第二百五条 労働大臣又は都道府県労働基準局長は、第四十四条の四、第五十三条第二項(第五十四条、第五十四条の二第二項及び第七十七条第二項において準用する場合を含む。)、第五十四条の五第二項、第五十六条第六項、第七十四条第二項、第七十五条の十一第二項又は第八十五条第二項の規定による処分をしようとするときは、あらかじめ、期日及び場所を指定して、聴聞を行わなければならない。

2 (略)

(国の援助)

第六百六条 国は、第五十七条の四、第六十三条及び第七十一条に定めるもののほか、労働災害の防止に資するため、事業者が行う安全衛生施設の整備、安全衛生改善計画の実施その他の活動について、金融上の措置、技術上の助言その他必要な援助を行うように努めるものとする。

2 (略)

(手数料)

第一百十二条 次の者は、政令で定めるところにより、手数料を国(指定試験機関が行う免許試験を受けようとする者にあつては、指定試験機関)に納付しなければならない。

一 三 (略)

四 第三十八条の検査を受けようとする者

。を受けようとする者

五 検査証の再交付又は書替え（製造時等検査代行機関が行うものを除く。）を受けようとする者

六 性能検査（性能検査代行機関が行うものを除く。）を受けようとする者

七〇十四（略）

2（略）

（公示）

第一百二十二条の二 労働大臣は、次の場合には、労働省令で定めるところにより、その旨を官報で告示しなければならない。

一 第三十八条第一項ただし書、第四十一条第二項、第四十四条第一項、第四十四条の二第一項又は第七十五条の二第一項の規定による指定をしたとき。

二（略）

三 第四十九条（第五十三条の二、第五十四条及び第五十四条の二第二項において準用する場合を含む。）又は第七十五条の十の許可をしたとき。

四 第五十三条第一項（第五十三条の二、第五十四条及び第五十四条の二第二項において準用する場合を含む。）又は第七十五条の十一第一項の規定による取消しをしたとき。

五 第五十三条第二項（第五十三条の二、第五十四条及び第五十四条の二第二項において準用する場合を含む。）又は第七十五条の十一第二項の規定により指定を取り消し、又は業務の全部若しくは一部の停止を命じたとき。

六（略）

第一百十六条 第五十五条の規定に違反した者は、三年以下の懲役又は三百万円以下の罰金に処する。

第一百十七条 第三十七条第一項、第四十四条第一項、第四十四条の

五 検査証の再交付又は書替えを受けようとする者

六 性能検査（検査代行機関が行うものを除く。）を受けようとする者

七〇十四（略）

2（略）

（公示）

第一百二十二条の二 労働大臣は、次の場合には、労働省令で定めるところにより、その旨を官報で告示しなければならない。

一 第四十一条第二項、第四十四条第一項、第四十四条の二第一項又は第七十五条の二第一項の規定による指定をしたとき。

二（略）

三 第四十九条（第五十四条及び第五十四条の二第二項において準用する場合を含む。）又は第七十五条の十の許可をしたとき。

四 第五十三条第一項（第五十四条及び第五十四条の二第二項において準用する場合を含む。）又は第七十五条の十一第一項の規定による取消しをしたとき。

五 第五十三条第二項（第五十四条及び第五十四条の二第二項において準用する場合を含む。）又は第七十五条の十一第二項の規定により指定を取り消し、又は業務の全部若しくは一部の停止を命じたとき。

六（略）

第一百十六条 第五十五条の規定に違反した者は、三年以下の懲役又は二百万円以下の罰金に処する。

第一百十七条 第三十七条第一項、第四十四条第一項、第四十四条の

二第一項、第五十六条第一項、第七十五条の八第一項又は第八十六条第二項の規定に違反した者は、一年以下の懲役又は百万円以下の罰金に処する。

第一百八条 第五十三条第二項（第五十三条の二、第五十四条、第五十四条の二第二項及び第七十七条第二項において準用する場合を含む。）、第五十四条の五第二項又は第七十五条の十一第二項の規定による業務の停止の命令に違反したときは、その違反行為をした製造時等検査代行機関等の役員又は職員は、一年以下の懲役又は百万円以下の罰金に処する。

第一百九条 次の各号のいずれかに該当する者は、六月以下の懲役又は五十万円以下の罰金に処する。

一 第十四条、第二十条から第二十五条まで、第二十五条の二第一項、第三十条の二第一項若しくは第四項、第三十一条第一項、第三十三条第一項若しくは第二項、第三十四条、第三十五条、第三十八条第一項、第四十条第一項、第四十二条、第四十三条、第四十四条第六項、第四十四条の二第七項、第五十六条第三項若しくは第四項、第五十七条の二第五項、第五十七条の三第五項、第五十九条第三項、第六十一条第一項、第六十五条第一項、第六十五条の四、第六十八条、第八十九条第五項（第八十九条の二第二項において準用する場合を含む。）、第九十七条第二項、第四百条又は第八八条の二第四項の規定に違反した者

二 四（略）

第二百十条 次の各号のいずれかに該当する者は、五十万円以下の罰金に処する。

一 六（略）

第二百一十一条 次の各号のいずれかに該当するときは、その違反行

二第一項、第五十六条第一項、第七十五条の八第一項又は第八十六条第二項の規定に違反した者は、一年以下の懲役又は五十万円以下の罰金に処する。

第一百八条 第五十三条第二項（第五十四条、第五十四条の二第二項及び第七十七条第二項において準用する場合を含む。）、第五十四条の五第二項又は第七十五条の十一第二項の規定による業務の停止の命令に違反したときは、その違反行為をした検査代行機関等の役員又は職員は、一年以下の懲役又は五十万円以下の罰金に処する。

第一百九条 次の各号のいずれかに該当する者は、六月以下の懲役又は三十万円以下の罰金に処する。

一 第十四条、第二十条から第二十五条まで、第二十五条の二第一項、第三十条の二第一項若しくは第四項、第三十一条第一項、第三十三条第一項若しくは第二項、第三十四条、第三十五条、第三十八条第一項、第四十条第一項、第四十二条、第四十三条、第四十四条第六項、第四十四条の二第七項、第五十六条第三項若しくは第四項、第五十七条の二第五項、第五十七条の三第五項、第五十九条第三項、第六十一条第一項、第六十五条第一項、第六十五条の四、第六十八条、第八十九条第五項、第九十七条第二項、第四百条又は第八八条の二第四項の規定に違反した者

二 四（略）

第二百十条 次の各号のいずれかに該当する者は、三十万円以下の罰金に処する。

一 六（略）

第二百一十一条 次の各号のいずれかに該当するときは、その違反行



為をした製造時等検査代行機関等の役員又は職員は、五十万円以下の罰金に処する。

- 一 第四十九条（第五十三条の二、第五十四条及び第五十四条の二第二項において準用する場合を含む。）又は第七十五条の十の許可を受けないで製造時等検査、性能検査、個別検定、型式検定又は試験事務の業務の全部を廃止したとき。

二 四（略）

為をした検査代行機関等の役員又は職員は、三十万円以下の罰金に処する。

- 一 第四十九条（第五十四条及び第五十四条の二第二項において準用する場合を含む。）又は第七十五条の十の許可を受けないで性能検査、個別検定、型式検定又は試験事務の業務の全部を廃止したとき。

二 四（略）